

条例の総則に対する委員事前意見取りまとめ結果

テーマ②： 条例の総則について（条文に盛り込みたい項目や考え方）

	1 「条例制定の目的」	2 「用語の定義」	3 「基本理念」	4 「基本原則」
盛り込みたい項目や考え方	◆町民主体の自治を確立することを目的とする。 ◆町民、議会、町長、職員（行政）の役割・責務を明らかにする。	◆町民参加・・・町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、町政・議会に主体的にかかわり行動する。 ◆町民、議会、町長、職員（行政）を明確に分ける。		◆情報共有の原則・・・議会・行政の決定過程において不透明部分が多いため、町民が参加しづらい。
理由	国・道・地方の役割が見直され、地方行政にも責任が出てきたと思うから。	町のためにならない事を、行政・議会とて間違った判断で執行することもあるので、監督するためにも町民参加もある。		議会も秘密会など持たずオープンにし、町民に決定過程を公開し、情報を共有し、参加をしやすくする。
盛り込みたい項目や考え方	町づくりの基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を中核とし町民自治によるまちづくりの推進が重要。	◆町内に居住している ◆執行機関は、町、議会、町長その他の執行機関	◆誰もが、安心して暮らせる町 ◆そのためには、人と人との絆が深みあえる取組みを。 ◆自分たちの町は自らの手で・・・。	◆情報の共有 ◆住民の参加 ◆協働の原則
理由				
盛り込みたい項目や考え方	◆まちづくりに関する基本理念、基本原則を定めること。 ◆町民、議会、行政の役割、責務 ◆美幌町をつくるための基本的な事項、制度を定める。 ◆町民主体の自治の規定。	◆町民～住民のみに限定せず広義に規定。 ◆町～議会と執行機関	◆市民自治の確立を目指す。 ◆地域社会の課題を自ら解決。 ◆町政に自ら主体的にかかわる。 ◆自治体としての自立の確保。	◆情報共有の原則 ◆参加の原則 ◆協働の原則 ◆町民主体の原則
理由				
盛り込みたい項目や考え方	◆美幌町の自治の基本的な理念、仕組みを定める。 ◆町民参加の自治の実現を目的とする。	◆用語の定義は、下川町のように理解しやすい、単純なものが良いのではないか。	◆人権の尊重 ◆一人ひとりが大切な町民であり、お互いに人権を尊重し合う。 ◆環境に対する配慮した暮らし。	
理由	◆まちづくりではなく自治とする。 ◆町民主体、自主自立には少し抵抗がある。			

	1 「条例制定の目的」	2 「用語の定義」	3 「基本理念」	4 「基本原則」
項目や考え方を盛り込みたい	◆誰の為なのかをハッキリして欲しい	◆町民 議員 町長 以外の方の名称は簡略しないでほしい たとえば 美幌町職員は・・・とか副町長は・・・とは 教育委員長は・・・とか・・・	(基本理念、基本原則に対する回答ではなく、一般的な意見として) 目的の実現の為に目標を定め、誰の為に、誰が行動するのか、が行動の基本と考えて、以下の疑問、難点を述べます・・・ 1. 文章の主体は町民の目線からとして、この会や美幌町からの文章表現は避けてはどうか 理念や原則という項目は必要なのか?・・・組織を維持するための用語か。 2. 誰が監視するのか? 監査委員会もある・・・ここがすっきりしない。 いろいろな審議会は、その監査は・・・当然 公開審議でしかないはずだが、また、行政が開く審議会そのものに監査が必要と考える。 「 自由な発言に責任は付くもの 」 ここが一番の関心どころである。 3. 最高議決機関である議会はどこに位置するのか。各種の審議会が優先? 議会に議案として上がる前に町民の目に触れている、これが必要ではないか。 町民の知る権利や意見を述べる場所も必要ではないか。それを議会に託すが正なんだとした考えが正解なら・・・ 町民にとって必要なのは 自分たちへの拘束でなく 執行機関への監査の強化だと思う。 町長は何をするの 議会はどうしたの 副町長は。職員は何してるの 4. 美幌町職員の職務と義務、権利を明確にしてあげたい。 組織の規範が有ること、個人の権利もあること、労働者である立場 自由人でないことを町民に明確にしてあげたい。	
理由	もし、町民不在のまちづくり・施策執行時に一定のルールで歯止めをかけられないか。			
項目や考え方を盛り込みたい		◆協働…目的に向かって協力し、行動する(八雲町)と書かれているが、課題解決に向けた取組み、活動の方が良いのではないか。		
理由		基本原則の協働の原則とも関連して		

	1 「条例制定の目的」	2 「用語の定義」	3 「基本理念」	4 「基本原則」
項目や考え方を盛り込みたい	◆自治（町政運営）の基本理念、基本原則を定める。 ◆主体である町民の権利と役割 ◆議会、町長、行政の役割と責務 ◆自主自立の実現	◆白老町、上越市を参考にする。	◆文言の簡素化。明解でドラステック（インパクトのある）な文様。 ◆「町の共通の理想（価値）」であること。	◆情報 ◆参加 ◆協働
理由	「制度条項」「具体制度」を制定、運営するための基本概念（意識内容）。	定義付け対象が詳細に示されている。	◆「前文」「目的」と多重複する可能性がある。 ◆制定しない市町もある（苫小牧市、ニセコ町） ※参考（行政体ではないが）サントリーの企業グループ理念「水と生きる」	◆町政運営を行ううえで最も基本的な要素 ◆町民、執行機関（町）の権利と責務であること。
項目や考え方を盛り込みたい	◆美幌町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を明らかにする。 ◆町民、町及び議会が連携かつ協力しながら、役割と責任を果たす。 ◆町政の主権者は住民である（住民本位の自治）ということを共通の認識に立つ。 ◆町民参加、町民協働	◆町民 ◆町政の主権者 ◆町民参加 ◆町民協働 ◆執行機関	◆町民の信託による町政運営 ◆主権が町民にあることの宣言 ◆福利は町民が享受すること ◆連携交流 ◆町政に主体的に参加（前文を置く場合、その整合性を考慮する必要あり）	◆情報の共有 ◆町民参加、協働 ◆説明責任（町、議会）
理由				
項目や考え方を盛り込みたい	◆町民憲章の前文にある文言をたたき台とする。 ◆町民、議会、町長と行政の役割を再確認し、制度の確立をする。 ◆自主自立のまちづくり	◆町民 ◆町 ◆議会 ◆執行機関 ◆町民活動団体 ◆協働 ◆まちづくり	◆住みよい美幌町を目指し、町民の福祉の実現と、次代を担う子供たちを育む、しあわせを感じる地域社会の取組み	◆情報共有の原則 ◆参加の原則 ◆協働の原則
理由	横のつながりを密にして、将来の見える自治となるように。			それぞれの役割及び責任を明らかに、分かりやすく

	1 「条例制定の目的」	2 「用語の定義」	3 「基本理念」	4 「基本原則」
盛り込みや考え方の項目	◆美幌町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を明記。 ◆町民、住民、議会及び行政(職員)の役割、責務を明確にする。	◆町民～通勤者も含めた日中人口 ◆住民～町民登録をしている人 ◆議会 ◆執行機関～役場等	まだわからない	まだわからない
理由	立場、立場の責任関係を明確にする。	勤労者と定住者を分ける		
盛り込みや考え方の項目	◆これまでの「グループ討議」では「こんなまちに住みたい」を統一テーマに議論してきた。Cグループでは「前文」に「美幌町民憲章」の精神を盛り込むべきとの結論であった。したがって、「前文」か「目的」に盛り込む方向で検討してほしい。	◆白老町の「定義」でよいと思う。	◆「グループ討議」での集約事項を盛り込むべきである。	
理由				
盛り込みや考え方の項目	◆町民、議会、町長と行政(職員)の役割を明らかにする。 ◆自主自立のまちづくりを進め、自治を実現する。	◆「協働」：町民、議会、行政(職員)が目的達成のために互いに協力して共に行動すること。	◆「私たち」は地域社会の問題を自ら解決していく。	◆情報共有の原則 ◆参加の原則 ◆協働の原則
理由				
盛り込みや考え方の項目	◆白老町をはじめ、各市町村の条例制定の目的に、このような意味があった事を知らなかったので正直驚いた。同じように作ると、定型文のように見えてしまうが、やはり同じ考え方の元に目的を作成するのがスマートな気がする。(条文に盛り込みたい項目は、ありません)	◆町民と住民を分けて定義している八雲町の考え方は面白いと思う。何をやる為に町民と住民を分けたのか興味がある。 ◆執行機関や行政などの言葉は、難しく捉える人が居ると思うので、町長や議員、役場等といったイメージしやすい言葉を使ってみてはどうか。	◆第9回の会議資料4-1にあるキーワードがここに入って来るような気がするが、どのキーワードを見ても美幌町の条例に相応しいキーワードだと思う。特に笑顔・コミュニティというキーワードが目につくので、“コミュニティによって笑顔が生まれる町”的な理念が良い。	◆情報共有・参加・協働は、やはり重要な原則になると思うので、美幌町としても同様に入れるべき項目だと思う。
理由				

	1 「条例制定の目的」	2 「用語の定義」	3 「基本理念」	4 「基本原則」
盛り込みや考え方の項目		◆ 町民(住民、通勤・通学者、事業者) ◆ 執行機関	◆ 地域社会の課題を自ら解決	◆ 情報共有の原則 ◆ 参加の原則 ◆ 協働の原則
理由	町づくりからの自治の確立	住んでいる人に限定しない、明確に表現	自治の基本	
盛り込みや考え方の項目	◆ 町民主体の自治を実現すること	◆ 町民…町内に住む人以外も盛り込む(広義に規定)。 ◆ 協働…意味を列記する。 ◆ 執行機関…分かりやすく列記して盛り込む。	◆ 町民憲章の精神を尊重 ◆ 安心、長生きを楽しめるまち	◆ 情報共有の原則 ◆ 町民参加の原則
理由	「町民主体」を目的で強調した方が良いと思われるため。	いずれも、用語の意味が一般の町民にも分かるようにするため。	◆ 町民憲章を根付かせるため ◆ 総合計画にも掲載されている長生きを楽しめるまちづくりを推進するため。	この二つが大原則だと感じているため。 *ただし、白老町のような形で「章」で区分するのであれば、基本原則として盛り込む必要はない。
盛り込みや考え方の項目	①白老町のように「役割」のみを明らかにするもので、「責任」や「責務」の規定はない方が良い。 ②「自治」ではなく「まちづくり」の方が良い。	①まちづくり…(どういう内容で規定するかは、今後中身の規定が決った後) ②町民を広義に規定した場合、条例の人的効力はあるのか？	◆ 理念を規定する必要はない。	①町民主権であること。 ②町民の信託を受けた議会及び行政と町民との協働でまちづくりを行うこと。
理由	①義務的な規定で縛るのではなく、自発的にできるまちづくりを目指す。 ②参加しない(できない)権利もあるのではないかと考える。「自ら治める」という表現より「まちづくり」という表現の方が参加しやすいのではないかと。	①「まちづくり」は非常に広義であるが、この条例ができた後に各会議などに参加される住民の方が“今まちづくりに参加している”と実感できるような規定を定義付けしたい。 ②アドバイザーへの質問です。	理念は町が進むべき普遍的なテーマにて、前文で規定する方が良い。	①町の最高法規(憲法)となりえる条例においての大原則。 ② (1)町民参加については、信託した議会や行政にお任せしたいという声もあろうことから原則ではなく手段の一つにした方が良いのではないかと。 (2)情報共有についても行政は情報を積極的に公開する姿勢は崩さないものの、原則ではなく手段の一つでも良いのではないかと。むしろ、全ての情報を知り入れない状態でもまちづくりに参画できる方が(行政は大変だが)町民は参加しやすくなるのでは。